

警察庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現)による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
210 A	権限移譲	07.産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、パチンコホール事業、自動車学校事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない、当該における警察庁所管分の認可等の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。 こうした状況に鑑み、警察庁が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	警察庁	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会		大阪府、岡山県、福岡県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができることにも、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。	事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会とその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するもの(国家公安委員会の所管に係るものに限り、全国を地区とするものを除く。)(に関する内閣総理大臣の権限に属する事務をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うことについては、中小企業等協同組合法を所管する関係省庁と共に検討する必要がある。	2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。	

警察庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求め る。		事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会で その組合員の資格として定款に定められる事業の全部又 は一部が内閣総理大臣の所管に属するもの(国家公安 委員会の所管に係るものに限る。全国を地区とするもの を除く。)に関する内閣総理大臣の権限に属する事務をそ の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行 うことについては、中小企業等協同組合法を所管する省 庁等と検討を開始した。引き続き、関係省庁と連携して検 討を進める。	4【警察庁】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に 関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区 域にわたる事業協同組合等であって、内閣総理大臣の所管に属する もの)のうち国家公安委員会の所管に係るものに関する事務・権限に限 る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある 監督体制を整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携す る仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得 る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令	未定	関係省庁と連名で都道府県に 対してアンケート調査を実施 し、都道府県へ権限移譲する 準備を行った。	都道府県への移譲に向けた具 体的な措置について、関係省 庁等と共に検討を進め、政令改 正のための準備を行う。